

## 省エネ家電製品購入費を補助します



【問合わせ】環境課 ☎21-4001

電気料金高騰に対する生活支援と温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化防止に寄与するため、エアコン・冷蔵庫を省エネ性能の高い製品へ買い替えた人に対して、購入費用の一部を補助します。

**対象** 以下の要件をすべて満たす方

- ①市内在住の方 ②市内の住居に設置する方 ③アンケートに協力してくれる方

**補助対象**

- ① JIS C9901に基づく多段階評価★3.0以上のエアコンおよび冷蔵庫  
②家庭用のもので新品へ買い替えたもの  
③令和5年7月21日以降に購入したもの

**補助金額**

製品価格の3分の1に相当する額(1,000円未満切り捨て)※上限30,000円

**申請の流れ**

- ①抽選申込み ➡ ②抽選結果の確認 ➡ ③省エネ家電製品を購入 ➡ ④環境課へ申込み

**抽選申込** 7月19日(水)までに申込フォームまたは環境課窓口で申込みください。

**抽選結果** 7月20日(木)に市ホームページおよび環境課窓口で公表します。

**申込み** 当選した方は、9月30日(土)までに申込フォームまたは環境課窓口で申込みください。

※環境課窓口はリサイクルセンター内にあります。

※抽選日以降、予算に余力がある場合は随時募集します。



▲申込フォーム

## 令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関するお知らせ



【問合わせ】臨時特別給付金事業実施本部(市役所3階 会議室302) ☎84-0600

電力・ガス・食料品等などの価格高騰対策として、令和5年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり、3万円を支給します。

**対象世帯**

- ①住民税非課税世帯

※基準日(令和5年6月1日)において、半田市に住民票があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯。ただし、住民税が課税されている者に世帯全員が扶養されている世帯を除く。

- ②家計急変世帯(①を除く)

※新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、申請時に収入が減少し、世帯員全員それぞれの令和5年分年収見込額が住民税非課税水準以下である世帯。

**申請方法**

- ①住民税非課税世帯

対象世帯には、7月上旬に案内を送付します。同封の確認書をご返送ください。

以下に該当する場合は、確認書の送付対象とならないため、窓口で申請書等の提出が必要です。

- (1) 世帯の中に未申告者がいる  
(2) 本市で課税状況を判定できない(令和5年1月2日以降に転入した方を含む世帯など)  
(3) DV等により半田市へ住民票を移すことができない

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- ②家計急変世帯

窓口での申請が必要となります。本人確認書類、世帯全員の直近の収入額が分かる書類、受取口座が確認できる書類等を用意し、10月31日(火)までに、臨時特別給付金事業実施本部(市役所3階 会議室302)までお越しください。非課税水準の目安は以下のとおりです。

※住民税非課税世帯(①)に該当する方は家計急変世帯(②)としての申請はできません。市から郵送する確認書により申請してください。

| 扶養している親族の状況            | 非課税相当収入限度額 |
|------------------------|------------|
| 単身または扶養親族がいない場合        | 93.0万円     |
| 配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合  | 137.8万円    |
| 配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合 | 168.3万円    |